

日社福士2005-206
2005年10月20日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
局長 北井 久美子 様

(社) 日本社会福祉士会
会長 村尾 俊明

児童家庭相談体制のあり方に関する要望

本会は国家資格である社会福祉士で構成される社会福祉専門職団体です。資格制度誕生から16年を経過し既に約7万人の国家資格者が誕生し、福祉現場の第一線で相談援助業務を行っています。

過日、貴職主催の「児童家庭相談体制のあり方に関する研究会」の中間的な議論の整理が公表されましたが、児童相談所における児童福祉司や児童心理司などの専門職採用の必要性、及び改正児童福祉法により、児童虐待防止を含めた児童相談業務を、住民により身近な市町村が第一義的な実施機関として取り組むための職員体制の確保、専門性の向上の必要性が指摘されており、本会としても賛同の意を表したいと存じます。

しかしながら、本会が平成16年度に実施した市町村に対するアンケート調査において、回答のあった623自治体の児童福祉主管課において相談窓口を設置しているものは348自治体(55.9%)であり、そのうち配置されている相談員が福祉、心理の相談業務専門職は32自治体(9.1%)という結果で、児童家庭相談体制は十分であるとは言い難い状況でした。

一方、高齢者分野では、地域での包括的なケアを目的に改正介護保険法により、平成18年度から各市町村には地域包括支援センターが設置され、その総合相談業務と権利擁護業務は社会福祉士が担うこととなりました。

今後、児童相談所及び市町村の児童福祉主管課等に社会福祉の専門職である社会福祉士の配置がなされることによって、児童福祉法の理念の達成がより前進するものと考えます。

ここに本会として、以下の要望を述べさせていただくとともに、これらの論点について「児童家庭相談体制のあり方に関する研究会」においてご検討を賜われますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 市町村向けの研修への協力について

児童福祉法改正により、相談業務窓口として市町村が位置づけられたが、本会では、市町村において相談業務を担う人材や市町村の機能を補完し協働できる人材の養成を視野にいれ、地域において児童虐待の早期発見・早期対応ができる社会福祉の専門職を対象とした研修を開発、実施しており、児童虐待予防に向けてできる限りの支援を提供する所存ですので、都道府県で市町村向けの研修を行う際には、本会の研修をぜひ活用していただきたい。

2. 要保護児童対策地域協議会への参画について

児童福祉法改正により、市町村が設置主体となり要保護児童対策地域協議会の設置が進められているが、構成員に社会福祉士及び都道府県社会福祉士会の積極的な活用をご検討いただきたい。改正介護保険法により設置される地域包括支援センターでは、社会福祉士に実態把握やネットワーク構築が期待されておりますが、要保護児童対策地域協議会においてもこれらの機能は求められており、ぜひ社会福祉士の活用をお願いしたい。

3. 児童相談所職員及び市町村相談業務への専門職の採用について

児童福祉司は平成12年の法改正によって「準ずる者」の規定がなくなるとともに新たに「社会福祉士」が加わりその専門性が重視されましたが、実際には福祉に係る専門職の配置が少ない状況がある。このことに関し、本会は本要望書を都道府県政令市及び児童相談所設置予定の中核市にも提出する所存ですが、上述したように、地域において、社会福祉士がなすべき事項は多岐にわたることから、ぜひ児童相談所及び市町村において、福祉職として社会福祉士の採用が勧奨され積極的な活用が図られることをお願いしたい。

以上